

(パブリックコメント)

第3期鳥栖市
地域福祉計画(案)
地域福祉活動計画(案)

概要版

1 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての市民が互いに人権を尊重し、生活の中心である地域において助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活ができるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政機関などがそれぞれの役割を果たしながら助け合い、地域の課題に対し、よりよい方策を見出していくというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

平成28年4月に発生した熊本地震では、災害は対岸の火事ではなく、誰にでも起こりうるものであることや、家族のみならず、地域に暮らす人々の助け合いや支え合い、地域の「絆」の大切さが再認識されました。

これからの地域福祉の充実を図っていくうえで、大変重要な視点の一つとなっています。

2 地域福祉計画、地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は、地域福祉を推進していくための理念と仕組みを定める計画です。この計画で定めた基本理念や基本目標にむけて、地域や団体、各福祉計画や社会福祉協議会で策定している地域福祉活動計画で具体的な取組内容を決定し、実施します。

【鳥栖市地域福祉計画】

地域福祉を推進していくための「理念」と「仕組み」を定める

⇒ 基本理念、基本目標、取組体系の決定

体系ごとの取組内容の概要を記載

一 体 化

※具体的な取組内容は、
地域や団体、各分野別計画や
地域福祉活動計画で決定し
実施する。

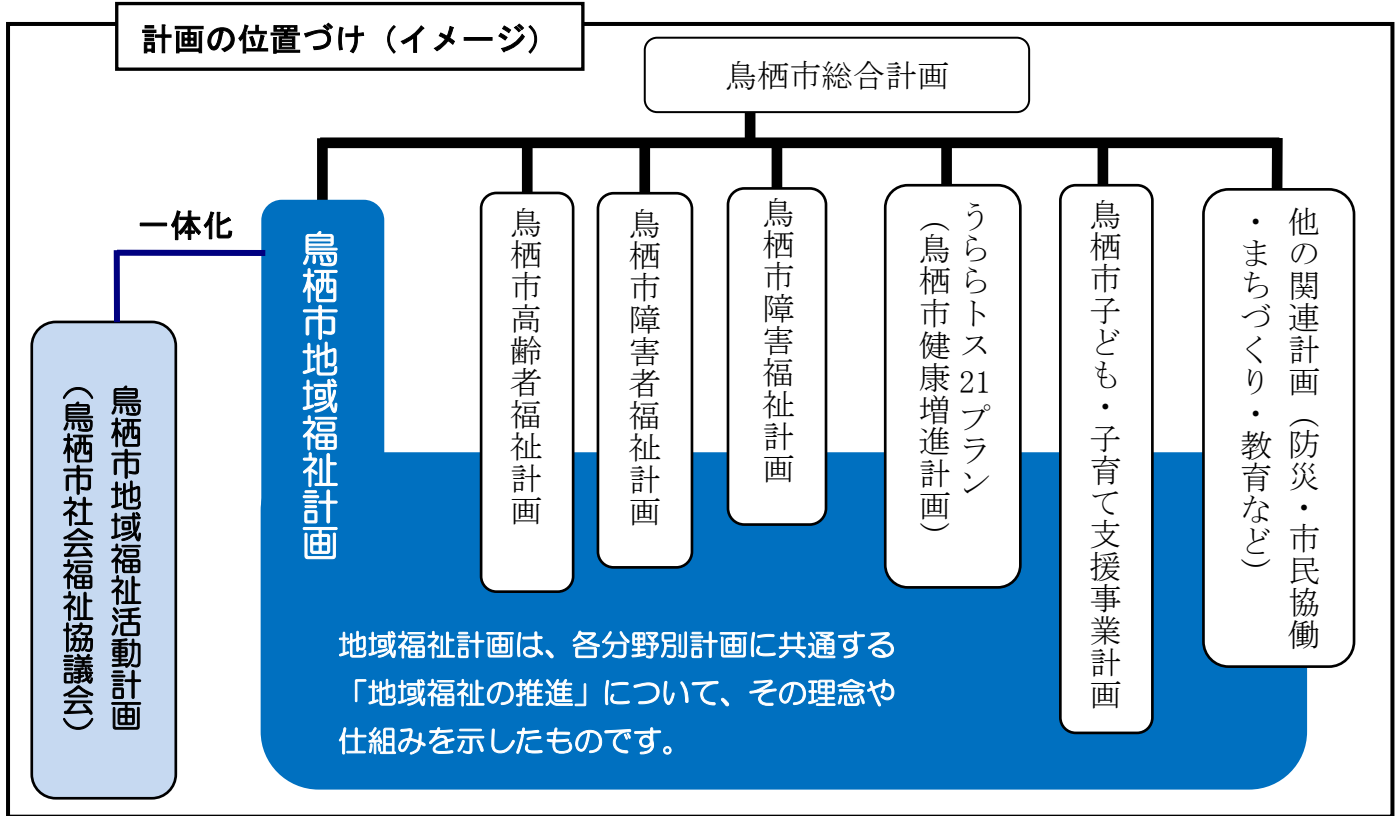
【鳥栖市地域福祉活動計画】

(鳥栖市社会福祉協議会)

地域福祉を推進していくための
具体的な活動や行動を定める

3 各計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の関連計画を踏まえ、第6次鳥栖市総合計画を上位計画として、縦割りの各福祉関連計画や、防災、市民協働、まちづくりなどの他の関連計画と連携し、整合性を図る必要があります。

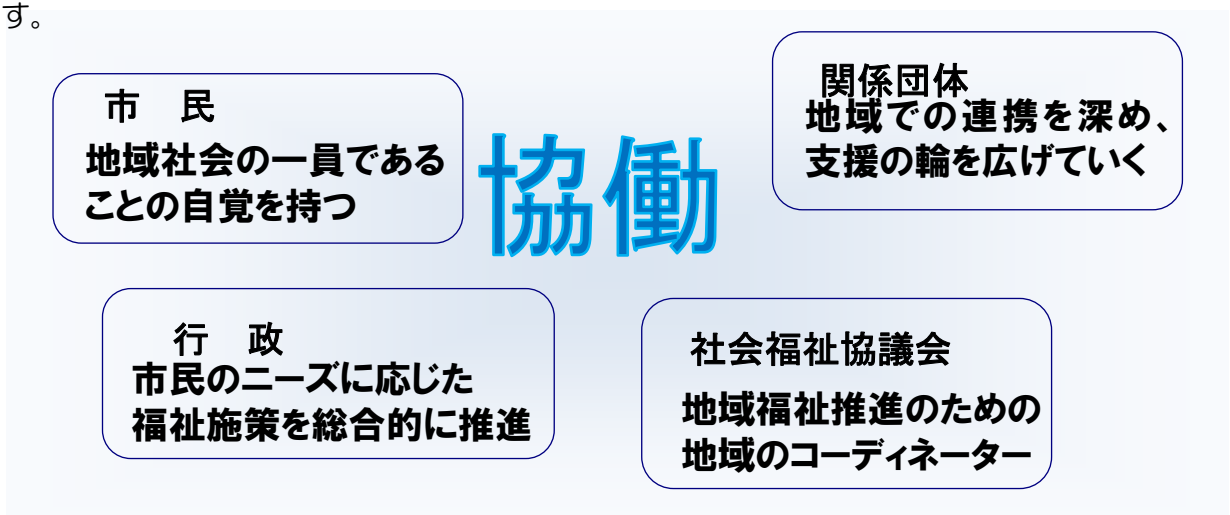


4 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画として策定します。

5 協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が 特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。



6 第3期計画の方向性

市民アンケートや住民座談会で出されたご意見や、第2期計画の検証から地域福祉を推進する上での課題を整理し、第3期計画の方向性を検討しました。

(1) 計画づくりのための市民の意識調査

①市民アンケートの実施

○調査対象 市内16歳以上2,000人

○調査目的

市民の地域福祉に関する意識、市の取組の現状やニーズを把握し、策定の基礎資料とする

②住民座談会の実施

○調査対象

市内8地区各30人程度各2回

○調査目的

地区における課題の抽出や解決策の話し合いを実施し、策定に反映させる

(2) 第2期計画の検証による今後の方向性を検討

第2期計画の検証による
課題の整理



今後の方向性を検討

(3) 市民の意識調査から見えてきた、これからの鳥栖市が重視すべき方向性

市民アンケートから見えてきた住民の姿

地域福祉の推進へ前向きな人が
潜在している

座談会から見えてきた課題

地域活動への参加者の減少、
後継者不足

これからの鳥栖市が重視すべきこと
(第3期計画で重視すべき方向性)

地域福祉の推進に前向きな人たちが、
実際に地域福祉活動へ参加する環境づくり

(地域福祉は地域住民全体のためのものであるという意識の推進)

7 計画の基本理念と体系

第3期計画では、本市で暮らすすべての人が、地域での支えあいを基本として、いきいきと安心した生活を送り、幸せを実感できるまちづくりをめざします。

基本理念	基本目標	取組の方向	事業・活動
共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖	1 みんなが参加する ～市民一人ひとりが参加する 福祉のまちづくり～	(1) ふれあい・交流機会の 拡充	①相互理解の促進 ②地域の行事やイベントの活性化
		(2) 地域活動や ボランティア活動の 充実	①地域活動、ボランティア活動の 推進 ②地域活動、ボランティア活動の 担い手育成
		(3) 協働で地域を支える 基盤づくり	①市民による 福祉のまちづくりの促進
	2 安心安全に暮らす ～誰もが安心安全に暮らす 福祉のまちづくり～	(1) 安心して安全に生活 できる環境づくり	①健康づくりの啓発・促進 ②社会参加への支援 ③ユニバーサルデザイン・ バリアフリーの推進
		(2) 災害時の支援体制 づくり	①地域の防災力向上 ②災害弱者の支援体制づくり
	3 地域で支えあう ～必要なサービスを受けられる 福祉のまちづくり～	(1) 福祉サービスの利用 促進	①情報の提供方法の適正化 ②情報共有、情報交換の推進
		(2) 問題を早期発見・ 早期解決できる 相談体制の充実	①見守り体制の整備 ②相談体制の充実
		(3) 安心して 福祉サービスを 受けられる環境の整備	①要支援者への支援体制の充実 ②権利擁護の推進

■ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などに関わらず、誰もが使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。

■バリアフリー：障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味。

8 取組の内容

基本目標1 みんなが参加する

【取組の方向】（1）ふれあい・交流機会の拡充

【事業・活動】①相互理解の促進

身近な地域において、子どもや高齢者、障害のある人など誰もが気軽に集い交流を深めることができる機会の拡充を図ります。

【事業・活動】②地域の行事やイベントの活性化

子ども、障害のある人、高齢者など誰もが気軽に参加しやすい行事やイベントとなるよう工夫し、地域での交流やふれあいの機会を充実させます。また、地域の伝統行事や地域活動を活性化し、市民同士の交流を促進し、支え合いの気持ちを育みます。

【取組の方向】（2）地域活動やボランティア活動の充実

【事業・活動】①地域活動、ボランティア活動の推進

本市においても、多くの市民が様々な地域活動やボランティア活動に積極的に参加することが大切です。地域活動やボランティア活動に関心がありながらも参加する機会がない人が参加しやすいような環境づくりを推進します。

【事業・活動】②地域活動、ボランティア活動の担い手育成

様々な地域活動やボランティア活動へ多くの市民が参加し、次世代のリーダーや後継者といった人材の育成につなげる必要があります。

【取組の方向】（3）協働で地域を支える基盤づくり

【事業・活動】①市民による福祉のまちづくりの促進

地域住民による地域の課題に対する問題意識の共有や、地域のまちづくりや市民活動への主体的な参加を促すことにより、住民の自治意識の向上を図って、市民によるまちづくりの推進を促進します。

基本目標2 安心安全に暮らす

【取組の方向】（1）安心して安全に生活できる環境づくり

【事業・活動】①健康づくりの啓発・促進

健康づくり教室やスポーツ活動、生涯学習の機会などを活用し、健康づくりの促進を図ります。

【事業・活動】②社会参加への支援

誰もが地域社会でいきいきと生活し、気軽に社会参加できるように「心のバリアフリー」を進めるとともに、社会参加の支援を行います。

【事業・活動】③ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

これまでも公共施設等へのバリアフリーが進められてきましたが、ユニバーサル社会の実現に向けて、さらに拡げていく必要があるため、公共施設の駐車場スペースやトイレのバリアフリーを促進していきます。

【取組の方向】（2）災害時や緊急時の支援体制づくり

【事業・活動】①地域の防災力向上

災害時や緊急時へ備えるために、一人ひとりが日頃から、防災に関する意識を高めるとともに、地域の各種組織・団体が連携を図り、地域全体の支援のネットワークづくりを行うなど、地域の防災力の向上を推進します。

【事業・活動】②災害弱者の支援体制づくり

地域住民の中の、障害のある人や高齢者、災害時や緊急時の避難に不安を感じている人や、一人では避難できない人の災害時要支援者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者名簿の有効活用など、災害時や緊急時における避難支援体制の充実を図ります。

基本目標3 地域で支えあう

【取組の方向】（1）福祉サービス等の利用促進

【事業・活動】①情報の提供方法の適正化

さらなる広報活動の充実やホームページでの情報発信を行うとともに、誰もがわかりやすい情報提供を目指します。また、市民への直接の説明の機会である出前講座等について、広く市民の地域福祉や福祉サービス等の理解を促進するため、開催の充実や内容の検討をしていきます。

【事業・活動】②情報共有、情報交換の推進

地域の集まりや近所付き合いの際に話題にして、情報交換や情報共有を推進することにより、必要な福祉サービス情報の入手や地域での交流を深めることにつなげていきます。

【取組の方向】（2）問題を早期発見・早期解決できる相談体制の充実

【事業・活動】①見守り体制の整備

本市においては、様々な組織、団体による地域での見守り活動が行われています。地域の組織、団体がそれぞれの機能を活かし、協力しながら活動を拡大・充実し、見守り体制を充実することが必要です。

【事業・活動】②相談体制の充実

既存の相談窓口や相談員等を十分に活用しながら、より幅広い相談に応じられるような相談体制の充実を目指します。

【取組の方向】（3）安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

【事業・活動】①要支援者への支援体制の充実

一人ひとりに応じた適切なサービスを包括的に提供できる環境の整備に努めます。

【事業・活動】②権利擁護の推進

判断力に不安がある高齢者や障害のある人に対しては、日常生活に必要な諸手続きに関わる支援などとともに、福祉サービスの活用にあたり利用者が不利益を被ることがないように、援助支援を図っていきます。

9 地域福祉活動計画

市社会福祉協議会では、地域福祉推進のための地域のコーディネーターとしての役割を發揮し、市民やボランティア団体、福祉サービス事業者等の民間の団体と協力しながら、本計画における各基本目標に向けて、以下の事業に取り組みます。

基本目標1 みんなが参加する

～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～

(1) ふれあい・交流機会の拡充

①相互理解の促進

主な事業	○地区社会福祉協議会における各種事業
	○ふれあい広場の開催
	○ふれあいスクールの開催
	○中学生ボランティア体験スクールの開催
	○市内小・中学校の総合的な学習への協力
	○身体障害者福祉センターの運営

②地域の行事やイベントの活性化

主な事業	○一人暮らし老人会食会の助成
	○地区社会福祉協議会における各種事業（再掲）
	○「ふれあい・いきいきサロン」の推進
	○ボランティアセンターの運営
	○高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業の運営
	○児童センター事業の運営

(2) 地域活動やボランティア活動の充実

①地域活動、ボランティア活動の推進

主な事業	○「社協だより」及びホームページの充実
	○地区社会福祉協議会における各種事業（再掲）
	○ボランティアセンターの運営（再掲）

②地域活動、ボランティア活動の担い手育成

主な事業	○「社協だより」及びホームページの充実（再掲）
	○ボランティア養成講座の開催
	○ふまねっと運動の推進

(3) 協働で地域を支える基盤づくり

①市民による福祉のまちづくりの促進

主な事業	○「社協だより」及びホームページの充実（再掲）
	○鳥栖市社会福祉大会の開催
	○地区社会福祉協議会における各種事業（再掲）
	○共同募金運動及び歳末たすけあい運動の推進

基本目標2 安心安全に暮らす

～誰もが安全安心に暮らす福祉のまちをつくろう～

(1) 安心して安全に生活できる環境づくり

①健康づくりの啓発・促進

主な事業	○「ふれあい・いきいきサロン」の推進（再掲）
	○日本赤十字社各種講習会の開催
	○ふまねっと運動事業の推進（再掲）

②社会参加への支援

主な事業	○ボランティア養成講座の開催（再掲）
	○身体障害者福祉センターの運営（再掲）

③ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

主な事業	○「社協だより」及びホームページの充実（再掲）
------	-------------------------

(2) 災害時や緊急時の支援体制づくり

①地域の防災力向上

主な事業	○日本赤十字社各種講習会の開催（再掲）
	○災害ボランティアセンターの運営

②災害弱者の支援体制づくり

主な事業	○ふれあいネットワーク事業の運営
------	------------------

基本目標3 地域で支えあう

～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～

(1) 福祉サービスの利用促進

①情報の提供方法の適正化

主な事業	○「社協だより」及びホームページの充実（再掲）
------	-------------------------

②情報共有、情報交換の推進

主な事業	○「ふれあい・いきいきサロン」の推進（再掲）
	○高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業の運営（再掲）

(2) 問題を早期発見・早期解決できる相談体制の充実

①見守り体制の整備

主な事業	○ふれあいネットワーク事業の運営（再掲）
------	----------------------

②相談体制の充実

主な事業	○心配ごと相談の実施
	○社協資金貸付事業の運営・生活福祉資金貸付事業に関する相談及び申請書類の受付
	○福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援
	○身体障害者福祉センターの運営（再掲）
	○ファミリー・サポート・センターの運営

(3) 安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

①要支援者への支援体制の充実

主な事業	○子どもの貧困等生活困窮世帯への支援
	○福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援（再掲）
	○ふれあいネットワーク事業の運営（再掲）

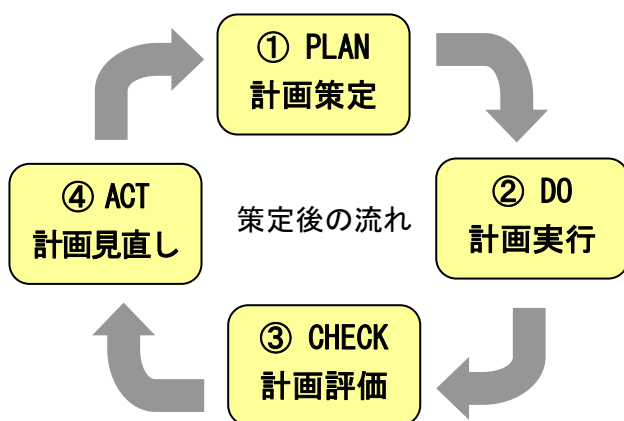
②権利擁護の推進

主な事業	○福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援（再掲）
------	---

10 計画の評価・点検

計画に基づき地域福祉を着実に推進していくために、毎年度終了時点での、計画に基づく行政や市社協の取組の進行状況について点検を行い、5年目の見直しの際に市民アンケート等の意識調査、推進会議や市民・関係団体などによる会議等を実施し、総合的に計画の検証を行います。本計画の適切な進行管理をPDCAサイクルに基づいて行います。

PDCAサイクル



- ①P：策定（これをやってみよう）
- ②D：実行（これをやった）
- ③C：評価（そしてどうなった）
- ④A：見直し（こう変えてみよう）

PDCAサイクルとは、取組の課題を把握し、継続的な改善をしていくことです。

このサイクルに則り計画を実行し、最終的な見直しを5年目に行います。

鳥栖市地域福祉計画

平成 29 年 3 月

鳥栖市 健康福祉みらい部 社会福祉課
〒841-8511
佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地
TEL 0942-85-3553 / FAX 0942-85-2009
<http://www.city.tosu.lg.jp/>

鳥栖市地域福祉活動計画

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会
〒841-0051
佐賀県鳥栖市元町 1228 番地 1
TEL 0942-85-3555 / FAX 0942-85-3617
<http://www.tosu-shakyo.or.jp/>